

医療講座

患者安全と医療事故調査

～事故の再発を防止し、患者の安全を～

昨年6月の医療法改正により、法律上の制度としての医療事故調査制度が創設されました。いよいよこの10月から動きははじめます。

法律が定める「医療事故」とは何か。どうして事故調査制度は必要とされるのか。なぜ法律上の制度にしなければならなかったのか。法律はどんな調査を求めているのか。法施行を目前に控えて現場の疑問は山積みです。医療が患者にとって安全なものであることは、患者・医療者共通の願いです。医療版事故調制度の確立のため、長年研究や運動に携わってきた弁護士の立場から、制度を分かりやすくひもといていただきます。

日時

2015年 **10月3日** 土
14時～17時 (開場13時30分)

会場

天神ビル 11階 9号会議室
福岡市中央区天神2丁目12番1号

参加費

一般	1,000円	学生	500円
賛助会員及び賛助団体職員			500円
患者の権利オンブズマン協力医療機関等職員			無料 (要申込)
九州・山口医療問題研究会会員			無料 (要申込)

募集人員

100名 (先着順で受付)

申込み

NPO法人患者の権利オンブズマン事務局
TEL/092-643-7579 FAX/092-643-7578



講師

木下 正一郎さん



弁護士
医療版事故調推進フォーラム事務局
「患者の権利オンブズマン東京」副幹事長
医療問題弁護士団副幹事長
薬害イレッサ訴訟東日本弁護士団

●Profile 2001年弁護士登録。医療裁判、患者の権利の確立及び医療の安全に関わる運動に取り組む。2008年、日弁連人権擁護委員として『院内事故調査ガイドライン』の作成に携わる。2007年度厚生労働科学特別研究事業「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等のための調査の在り方に関する研究」班。厚生労働科学研究「届出等判断の標準化に関する研究」「診療行為に関連した死亡の調査分析に従事する者の育成及び資質向上のための手法に関する研究」(2008～2009年度)の研究協力者を務める。

●論文 「医療訴訟の現状と医療事故における医療者の責任」月刊保険連2011/6 No1067・「医療事故調査委員会創設に向けた動き」消費者法ニュース2010/4 No83・「死亡原因究明制度と医療安全調査委員会」月刊保険診療2008/9 vol.63 No9